

わかもの い けん
こども・若者の意見を
とど 届けよう！
う と 受け止めよう！



がいようばん
概要版



かわ にし し
川西市

わか もの
こども・若者
さん か じょう れい
参加条例



わかもの ば
すべてのこども・若者があらゆる場で
あんしん い けん ひょうめい
安心して意見を表明することができ、
さん か き かい ほ しょう
まちづくりなどに参加する機会が保障される
まちをめざします



かわにし みらいぶ せいさく か
川西市 こども未来部 こども政策課



かわにしし わかものさん かじょうれい 川西市こども・若者参加条例がスタートします(1条、3条)

かわにしし わかもの いけん ひょうめい さん か きかい まも
川西市では、こども・若者の意見表明や参加の機会を守っていくためのルール(条例)をつく
りました。このルールでは、次の4つを基本的な考え方とし、大切にします。

じょうれい たいせつ 条例で大切にする 基本的な考え方(基本理念・第3条)

- し そう じんしゅ こくせき しやう う む せい かてい かんきやう り ゆう
思想、人種、国籍、障がいの有無、性、家庭環境など、どんな理由にお
いても差別されず、その基本的人権が守られること。
- ぎやくたい たいばつ ぼうりよく まも ねんれい せいちやう おう
虐待や体罰、いじめなどの暴力から守られ、年齢や成長に応じて、
安全に安心して生活できることが守られること。また、学校で勉強をし
たり、スポーツをしたり、ゆっくり休んだり、遊んだりするなど、さまざまな
活動に参加する機会が守られ、心も身体も健やかに成長することが守
られること。
- じぶん かが じゆう いけん ひょうめい きかい かくほ
自分に関わることについて自由に意見を表明する機会が確保され、そ
の意見はこども・若者の最善の利益となるように大切にされること。
- わかもの かん き おこな わかもの
こども・若者に関することが決められ、行われるときは、こども・若者の
立場から、こども・若者の現在及び将来における最善の利益が優先さ
れること。

こ けん り じやうやく 子どもの権利条約 「4つの原則」

さべつ きんし
差別の
禁止

せいめい せいぞん
生命、生存
および発達に
対する権利

こどもの
いけん そんちやう
意見の尊重

こどもの
さいぜん りえき
最善の利益*

こ けん り じやうやく 子どもの権利条約ってなに？

こ けん り じやうやく せかい てき やくそく こ けん り かん さだ
子どもの権利条約とは、世界的な約束ごととして子どもの権利に関することが定められたもので
あり、日本も平成6年(1994年)にこの条約を結びました。令和5年(2023年)に施行されたこと
も基本法もこの条約の考 えにもとづいたものです。子どもの権利条約の定めるさまざまな権利に
きょうつう たいせつ かんが かつ げんそく つぎ せいり
共通する大切な 考 え方は、「4つの原則」とよばれており、次のように整理されます。

- さべつ きんし 差別の禁止
- せいめい せいぞん およ はったつ たい けん り 生命、生存及び発達に対する権利
- いけん そんちやう 子どもの意見の尊重
- さいぜん りえき 子どもの最善の利益*

かわにしし わかものさん かじょうれい こ けん り じやうやく きほんほう
川西市こども・若者参加条例は、子どもの権利条約とこども基本法などに
もとづき定められ、基本理念についても、この4つの原則と関連付いていま
す。



*こどもの最善の利益：こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

ことば い み ていぎ 言葉の意味(定義)(2条)

わかも のさん かじょうれい
こども・若者参加条例では、こどもや若者など、それぞれの言葉を次のような意味で使用しています。

こども：さいみん ひと※
18歳未満の人※

わか もの さい さい ひと※
若 者：18歳から29歳までの人※

※…それぞれに該当する年齢と等しく権利を認める必要がある人も含む

い けん ことばまた ひょうじょう み ぶ げんご ほうほう ひょうげん
意 見：言葉又は表情や身振りなど言語によらない方法により表現された
もの

さん か じぶん かんけい
参 加：自分に関係するすべてのことについて、その内容を十分に知る機会があり、意見表明など
かつどう しゅたいてき かか
の活動に主体的に関わること

こえ き じょうきょう わかも の
声を聴かれにくい状況にあるこども・若者：
ねんれい ころ からだ せいちようじょうきょう せいかつかんきょう しゃかいかんきょう りゆう じぶん おも
年齢、心と身体の成長状況、生活環境、社会環境などの理由により、自分の思っているこ
とや かんが ひょうめい こんなん わかも の
とや考えを表明することが困難なこども・若者



わかも の い けんひょうめい じょうれいけんとうぶかい こども・若者による意見表明の条例検討部会

じょうれい
この条例をつくるにあたり、当事者であるこども・若者のみなさんの考えや想いを条例に
はんえい
反映するために、「こども・若者による意見表明の条例検討部会」を立ち上げ、意見表明につ
いてのワークショップなどを実施しました。

つぎ さいさい わかも の
次のページに記載しているこども・若者たちのメッセ
ージは、さんか
参加されたみなさんからのかんが おも こ
められたものであり、じょうれい ぜんぶん こうせい
条例の前文に構成しています。

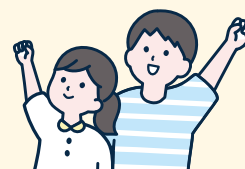


←市HPはこちらから

[https://www.city.kawanishi.
hyogo.jp/kurashi/kosodate/
1000597/1019475.html](https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/kosodate/1000597/1019475.html)



わかも の つぎ
こども・若者たちのメッセージは次のページへ！



わかもの こども・若者たちからのメッセージ

わたしたちこども・わか者は、一人ひとりがさまざまなこせいやのう力を持つ今を生きているそんざいであり、みらいへの大きなかのうせいをひめています。

わたしたちこども・わか者は、どのような理由があってもさべつされず、まわりのおとなからのあいじょうや思いやりの中で安心して毎日をくらすことができ、ゆめやきぼうを持ってせい長し、一人ひとりが思いえがく幸せをかなえることができるけんりを生まれながらに持っています。

また、みんなそれぞれ自分の意見や考えを持ち、それを自由に表明するけんりを持っています。

わたしたちこども・わか者が自分の意見や考えを表明するときは、次の6つの気持ちを大切にしています。

こども・わか者が自分の意見や考えを表明するときに大切にしたいこと

- きんちょうするときもあります。意見や考えをきくときには、やさしくあたたかい目で見て、うなずいたり相づちを打ったりしてほしいです。おこったりせず、親身になって、真けんにきいて、こたえてほしいです。
- まちがえることもあります。話をと中でさえぎらずに、さい後までしっかりときいてほしいです。ちがう意見や考えでも、頭ごなしにひ定しないでほしいです。
- つたえた意見や考えをみやみに他の人に言ったりしないでほしいです。ひみつにしたいとつたえたことを他の人に言うときには、きょかをとってほしいです。
- 少数は意見や考えに対しても耳をかたむけ、そん重し、受け止めてほしいです。
- つたえた意見や考えは大事にあつかってほしいです。そして、つたえた意見や考えがどうなったのかを教えてほしいです。
- 安心して意見や考えをつたえることができるふんい気やかんきょうをつくってほしいです。

わたしたちこども・わか者は、心とからだのじょうたいや育ってきたかんきょう、今おかれているじょうきょうなどにより、自分の意見や考えをうまくつたえることができないときがあります。そんなときは急かさないうで、ゆっくりと耳をかたむけ、よりそってください。

わたしたちこども・わか者が自分の意見や考えをつたえることは、ときにはゆう気がいりますが、自分のためやだれかのために意見や考えをつたえていきます。

わたしたちこども・わか者は、たがいの意見や考えをそん重し、わたしたちこども・わか者にとってもっともよいことをおとなといっしょに考えていきます。



わかもの こども・若者たちからのメッセージをしっかりと受け止めて

川西市は、おとなの考えや意見だけで、こども・若者に関することを決めるのではなく、こども・若者の意見を聴き、こども・若者とともに「こども・若者が幸せになるまちづくり」を進めます。

また、すべてのこども・若者が、社会の一員として、家庭や学校、地域などの場で、自分に関わるあらゆることに気持ちや願い、意見を安心して、表明することができ、その意見が尊重され、こども・若者にとって最善の利益が図られるまちの実現をめざします。



わかものさん かじょうれい ほしょう こども・若者参加条例で保障していくこと(4条、5条)

この条例で、次の内容が保障されるよう取り組んでいきます。



わかもの いけん ひょうめいけん こども・若者の意見表明権

- 自分の意見や考えを自由に表明することができ、意見をまわりの人に聴いてもらい、その意見は大切にされる権利があります。



どうすればできる
ようになるのかな？
市役所に相談して
みよう!!

〇〇公園で
ボール遊びがしたい!



- 意見を表明するために必要な情報を受ける権利があります。

アンケートが配られたけど、
テーマ自体あんまり知らない。
わかりやすく教えてほしい。



なぜこんな
ルールになって
いるんだろう?



- 自分の意見を無理に言わされることはなく、意見を表明したことで何か悪いことが起きてはなりません。



みんなの前で気持ちを
無理やり言わされた。
言いたくなかったのに。

内緒にしてって
言ったのに、
言いふらされた。



わかもの さんか こども・若者の参加

- まちづくりやいろいろな社会の活動に対して、自分の意見や考えを表明するなど、主体的に活動に参加することができます。

市の会議に出て
意見が言いたい!



地域のお祭りに
企画から
参加したい!



わかもの けんり まも どんなときでもこども・若者の権利が守られるまちに(6条~11条)

かわにしし そだ まな しせつ ほごしや だんたい しみん きょうりよく わかもの いけんひょうめい きかい
川西市は、育ち学ぶ施設、保護者、団体、市民などと協力し、こども・若者の意見表明の機会
やまちづくりなどに参加する機会を保障する取り組みを進めています。



かわにしし 川西市

こども・若者の意見表明の機会やまちづくりなどに参加する機会を保障するため、関係機関
などと連携し、必要な取り組みを行います。

そだ まな しせつ 育ち学ぶ施設

(プレイルーム、保育所、幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所、

学校、留守家庭児童育成クラブ、放課後等デイサービス事業所など)

こども・若者の意見表明の機会やまちづくりなどに参加する機会の重要性などについて理解
し、その機会を大切にして業務にあたります。川西市、保護者、団体及び市民などと協力し、こど
も・若者に意見表明の機会やまちづくりなどに参加する機会の重要性をわかりやすく伝え、こど
も・若者のまちづくりなどへの参加を支援します。

ほごしや 保護者

(こども・若者を現に養育する親、その他親に代わり養育するもの)

こども・若者の意見表明の機会やまちづくりなどに参加する機会の重要性などについて理解
し、こども・若者の年齢や成長などの状況に応じて、意見表明・参加の機会を保障するよう努め
ます。また、川西市や育ち学ぶ施設、団体、市民などは、その役割を果たすことが難しい保護者
へのサポートを行います。

だんたい 団体

(自治会、コミュニティ組織、NPO法人、ボランティア活動グループなど)

こども・若者が関わる活動や事業を行うときは、意見表明・参加の機会を保障するよう努め
ます。

しみん 市民など

(川西市に住んでいる人、川西市に在勤又は在学する人、川西市内の会社(団体を除く)など)

家庭、地域、職場などにおいて、こども・若者の年齢、成長などの状況に応じて、意見表明・
参加の機会を保障するよう努めます。

かわにしし おも と く 川西市の主な取り組み(12条~20条)

かわにしし わかもの かん と く かんが おこな わかもの
川西市が子どもや若者に関する取り組みを考 えたり、行 ったりするときに、子どもや若者の
いけん き はんえい と く
意見をしっかりと聴いて反映できるように取り組んでいます。

じょうほう つた わかりやすく情報を伝えます

わかもの いけん ひょうめい
子どもや若者が意見を表明するために
ひつよう じょうほう つた
必要な情報を、わかりやすく伝えます。



いけん き まどぐち し 意見を聴く窓口をお知らせします



わかもの いけん つた まどぐち
子どもや若者がいつでも意見を伝えられる窓口
ようい し
を用意して、みんなに知らせます。

あんしん いけん ひょうめい かんきょう 安心して意見を表明できる環境をつくります

わかもの あんしん いけん ひょうめい
子どもや若者が安心して意見を表明
ばしよ ふんいき
できるような場所や雰囲気をつくります。



いけん せっきよくてき き 意見を積極的に聴きます



がっこう わかもの つか しせつ
学校、子どもや若者が使う施設などを
おとず せっきよくてき いけん き
訪れるなどして、積極的に意見を聴くよう
にします。

いけん はばひろ き 意見を幅広く聴きます

こえ き じょうきょう わかもの
声を聴かれにくい状況にある子ども・若者な
ど、いろんな人の意見を聴くようにします。
わかもの じぶん いけん い
子ども・若者が自分の意見をうまく言えないと
きは、信頼できるおとなに代わりに意見を伝えて
しんらい か いけん つた
もらうなど、必要なサポートをします。



いけん はんえい つと
意見の反映に努めます



き いけん わかもの もっと よ
聴いた意見は、こどもや若者にとって最も良
いことを考えて、まちづくりに取り入れるようにし
ます。

いけん はんえいじょうきょう せつめい
意見の反映状況を説明します



こどもや若者の意見がどのようにまちづくりに
活かされたのかを、わかりやすく説明します。

○ その他の取り組み

し かいぎ
市の会議などへの
さん かきかい かくほ
参加機会を確保します。

こうぼ さん かいぎ
公募などにより市の会議へ
こども わかもの いいん えら
こども・若者委員を選びます。

かわにし いけんひょうめい
川西市は、意見表明をサポートする
じんざい いくせい
人材を育成します。

かわにし そだ まな しせつ
川西市、育ち学ぶ施設は、
いけんひょうめい さん か きかい じゅうようせい
意見表明・参加の機会の重要性
について しょうち けいはつ
周知・啓発します。

こどもは、ともだちのこと、がっこう 学校のこと、かぞく 家族のことなどで困ったとき、悩んだときは、
かわにし こ じんけん 川西市子どもの人権オンブズパーソンに相談することができます。

こども わかもの じょうほうていきょう あんしん いけん い かんきょう
こども・若者は、わかりやすい情報提供、安心して意見を言える環境づくり、
せっきよくてき いけん ちようしゅ いけん はんえいじょうきょう せつめい し と く
積極的な意見聴取、意見の反映状況の説明などの市の取り組みなどについて、
みらい ぶ そうだん
こども未来部に相談することができます。

さくせいねんげつ
作成年月

れいわ ねん ねん がつ
令和7年(2025年)3月

かわにし みらい ぶ せいさくか
川西市 こども未来部 こども政策課

ひょうごけん かわにしちゅうおうちよう
〒666-8501 兵庫県川西市中央町12-1

TEL : 072-740-1246 FAX : 072-740-1339

Mail : kawa0215@city.kawanishi.lg.jp